

庄川水系流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「庄川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は「庄川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）」策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容について点検した結果について意見を述べる。

- 2 委員会は河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 委員会は河川整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

(組織等)

第3条 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
- 3 委員会の委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会の招集は、局長より委任された富山河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が行うものとする。

- 2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

(情報公開)

第6条 委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、北陸地方整備局富山河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(施行期日)

附則 本規約は、令和 2年 5月 21日より施行する。

令和 7年 8月 19日 一部改正

別添

庄川水系流域委員会名簿

氏名	所属・役職等	備考
東 秀一 あずま しゅういち	富山県内水面漁業協同組合連合会 代表理事長	
飯野 恵子 いいの けいこ	飯野恵子税理士事務所 代表	
福村 修 いなむら おさむ	魚津水族館 元・館長	
井ノ口 宗成 いのぐち むねなり	立命館大学 政策科学部 教授	
魚住 健治 うお住 けんじ	関西電力(株) 水力事業本部 庄川水力センター 所長代理	
榎田 真也 えだ しんや	金沢大学理工研究域 地球社会基盤学系 教授	
太田 道人 おおた みちひと	富山市科学博物館 前副館長・学芸員(植物)	
鈴木 洋之 すずき ひろゆき	北海学園大学 工学部 社会環境工学科 教授	
手計 太一 てばかり たいち	中央大学 理工学部 都市環境学科 教授	委員長
宮田 義人 みやた よしひと	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事	

(50 音順、敬称略)